

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善  
策及び顛末

平成27年11月

糸島市

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|--|---|
| <p>行政監査報告書（企画部 シティセールス課）</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【白系の滝ふれあいの里】</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>納税証明書の提出について</p> <p>平成23年度、24年度及び25年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。</p> <p>白系の滝ふれあいの里条例施行規則（以下「規則」という。）第7条では「指定管理者は、毎事業年度終了後2月以内に、第2条第9号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後2月以内に求める必要があったと思われる。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p>指定管理者の責務について</p> <p>白系の滝ふれあいの里の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条第2項では「指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し」と規定し、施設使用者の被災に対する指定管理者の責務を定めているが、自然災害等の発生時における危機管理体制については、防災計画や危機管理マニュアル等が作成されていなかった。</p> <p>自然災害発生時等の施設使用者の安全確保は、指定管理者の最も重要な業務の一つであると思われる。</p> <p>適正な指導を行っていただきたい。</p> <p>業務報告書の提出時期について</p> <p>基本協定書第11条第1項では「指定管理者は、毎月終了後30日以内に、実施した事業の内容及び実績事項を市に報告するものとする。」と規定しているが、受付事務処理漏れにより、提出年月日が不明のため、提出期限までに提出があったかの確認ができなかった。</p> | <p>【シティセールス課】</p> <p>行政監査終了後、事後ではあるが、指定管理者より納税証明書を徴取した。</p> <p>今後は、期限内に提出するよう、指定管理者に対する指導を徹底し、適切な事務処理を行う。</p> <p>平成27年11月中に作成するよう指導した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|---|--|
| <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>指定管理業務の再委託について<br/>指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。</p> <p>基本協定書第16条では「指定管理者は、業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。</p> <p>指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、書面による市の承諾が必要であるが、承諾の行為が行われていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>自主事業の実施に係る根拠について<br/>公の施設内において、指定管理者により郷土料理等の提供などの自主事業が実施されているが、白糸の滝ふれあいの里条例、規則や基本協定書、白糸の滝ふれあいの里の管理運営に関する年度協定書において、自主事業の実施に係る規定が定められておらず、実施の根拠や手続が明確ではなかった。</p> <p>実施根拠の明確化及び実施にあたっての事務手続等について検討していただきたい。</p> <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について<br/>評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成26年度分より実施されていた。</p> <p>今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について<br/>今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適</p> | <p>今後は、書面による承諾行為を適正に行う。</p> <p>現指定管理者の指定期間が、平成28年3月31日までであるため、平成28年度以降の新たな基本協定書において自主事業の実施根拠を明確化し、適正な事務手続を行う。</p> <p>【シティセールス課】</p> <p>引き続き、適正な評価及び検証を行い、指定管理者制度による施設の効用発揮に努める。</p> <p>【シティセールス課】</p> <p>今後も適切かつ的確な指導及び助言に努める。</p> |

## 平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等           | 主管課における措置、処理の経過及び対応策 |
|---------------------|----------------------|
| 正・的確な指導及び助言に努められたい。 |                      |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|---|--|
| <p>行政監査報告書（健康増進部 健康づくり課）</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【糸島市休日・夜間急患センター】</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>事業報告書について</p> <p>糸島市休日・夜間急患センター条例（以下「条例」という。）第9条及び糸島市休日・夜間急患センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第20条の規定による事業報告書について、糸島市休日・夜間急患センター条例施行規則（以下「規則」という。）第6条では「条例第9条の規定による事業報告書は、糸島市休日・夜間急患センター指定管理者事業報告書（様式第4号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第4号によるものではなかった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>利用料金の承認手続について</p> <p>条例第13条第2項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る市長の承認行為が行われていなかった。</p> <p>同条同項では「利用料金の額は、診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表により算出した額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しており、診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に準ずる利用料金の決定であっても、市長の承認行為が必要である。</p> <p>また、市長の承認行為として、文書により明確にしておくことが望ましいと思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>納税証明書の提出について</p> <p>平成25年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。</p> <p>規則第7条では「指定管理者は、毎事業年度終了後2月以内に、第2条第9号に規定する納税証</p> | <p>【健康づくり課】</p> <p>平成26年度事業報告書から指導を行い、規則に定める様式第4号による報告が行われている。</p> <p>市長の承認行為として明確にするため、平成27年度に文書による承認決定を行った。</p> <p>平成26年度分から納税証明書の提出を指導し、2月経過後となったが、提出がなされた。</p> |

## 平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">指定管理者申請事項変更届について</p> <p>規則第 9 条第 1 項では「指定管理者は、第 2 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市休日・夜間急患センター指定管理者申請事項変更届（様式第 6 号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、指定管理者の法人格変更に伴い平成 26 年 4 月 1 日に提出された変更届は、様式第 6 号によるものではなかった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">指定管理業務の再委託について</p> <p>指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。</p> <p>基本協定書第 7 条第 1 項では「指定管理者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。</p> <p>指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、市の承諾が必要であるが、承諾に係る決定書が作成されていないため、市の決定行為の確認ができなかった。</p> <p>また、基本協定書の規定では、「書面による承諾」とはなっていないが、「承諾」という行政決定を行う場合には、行政事務上、文書により明確にしておくことが望ましいと思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">指定管理者の責務について</p> <p>基本協定書第 9 条第 2 項では「指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次の責任を有し」と規定し、施設利用者の被災に対する指定管理者</p> | <p>今後、申請事項に変更があった場合は、規則に定める様式第 6 号による届出を行うよう指導した。</p> <p>市の承諾を行政行為として明確にするため、平成 27 年度から、再委託の承認申請を受けて、文書による承認決定を行った。</p> <p>防災マニュアル等の危機管理マニュアルについては、基本協定に基づき、早急に作成するよう指導し、作成が行われた。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|--|---|
| <p>の責務を定めている。</p> <p>また、基本協定書別記1の管理業務仕様書の第2章の3(8)では「緊急時対応策、防犯、防災等のマニュアルの作成」を規定している。</p> <p>インフルエンザ対策等に関するマニュアルは作成されているとのことであったが、防災等の危機管理マニュアルは作成されていなかった。</p> <p>施設利用者の安全確保は、指定管理者の最も重要な業務の一つであると思われる。</p> <p>適正な指導を行っていただきたい。</p> <p>事業計画書に記載する事項について</p> <p>基本協定書第18条第1項では「指定管理者は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を市に提出しなければならない。」と規定し、第1号から第3号までの、計画書に記載すべき事項を定めているが、第1号の「管理の体制」に関する記載がなかった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>業務報告書に記載する事項について</p> <p>基本協定書第19条第1項では「指定管理者は、毎月終了後速やかに、次に掲げる事項を市に報告するものとする。」と規定し、第1号から第4号までの、報告書に記載すべき事項を定めているが、第2号の「前月の利用料及び手数料の調定額及び収納額」及び第3号の「日ごとの利用料及び手数料の調定額、収納額及び収納未済額」のうち、「調定額」及び「収納未済額」の記載がなかった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について</p> <p>評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成26年度分より実施されていた。</p> <p>今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的で</p> | <p>既に提出済みの平成27年度事業計画書から、基本協定書に基づき、事業計画書に記載すべき事項(第1号～第3号)のうち、記載のない第1号についても記載するよう指導し、記載がなされた。</p> <p>既に提出済みの月分も含め、平成27年度業務報告書からは、基本協定書に基づき第2号及び第3号の調定額、第3号の収納未済額の記載をするよう指導し、記載がなされている。</p> <p>【健康づくり課】</p> <p>今後も指定管理者の評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努める。</p> |

平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>ある「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について<br/>今後、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p>  | <p>【健康づくり課】<br/>急患センター対策協議会等での協議において、必要に応じた指導及び助言を行っていく。</p>  |
| <p>【糸島市健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯】</p> <p>(1) 指定管理者の選定及び指定手続について<br/>糸島市健康ふれあい施設条例施行規則（以下「規則」という。）第 4 条では「市長は、条例第 8 条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市健康ふれあい施設指定管理者指定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。」と規定しているが、指定管理者指定通知書の作成及び通知が行われていなかった。<br/>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について<br/>事業報告書について<br/>糸島市健康ふれあい施設条例第 9 条及び健康ふれあい施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 14 条の規定による事業報告書について、規則第 6 条では「条例第 9 条の規定による事業報告書は、糸島市健康ふれあい施設指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。<br/>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>納税証明書の提出について<br/>平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。</p> | <p>【健康づくり課】<br/>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>【健康づくり課】<br/>平成 26 年度事業報告書から指導を行い、規則に定める様式第 4 号による報告が行われている。</p> <p>平成 26 年度分から納税証明書の提出を指導し、2 月経過後となったが、提出がなされている。</p> |



平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|---|--|
| <p>規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を出長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p>指定管理業務の再委託について</p> <p>指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。</p> <p>基本協定書第 8 条では「指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承認を受けたときは、この限りでない。」と規定している。</p> <p>指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、市の承認が必要であるが、承認に係る決定書が作成されていないため、市の決定行為の確認ができなかった。</p> <p>また、基本協定書の規定では、「書面による承認」とはなっていないが、「承認」という行政決定を行う場合には、行政事務上、文書により明確にしておくことが望ましいと思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>自主事業の実施に係る手続きについて</p> <p>基本協定書第 12 条の規定により、自主事業として「産直きらら」が設置されていた。</p> <p>同条第 2 項では「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、事前に市に自主事業計画書を提出し、市の承認を受けなければならない。」と規定しているが、自主事業計画書が未提出であった。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について</p> <p>施設内に自動販売機が設置されていたが、指定</p> | <p>市の承諾を行政行為として明確にするため、平成 27 年度から、再委託の承認申請を受けて、文書による承認決定を行った。</p> <p>平成 18 年 2 月 1 日にリフレッシュニ丈と産直きらら利用組合との間で産直販売の契約が締結されているが、自主事業計画書の提出及び承認決定がなされていなかったため、平成 27 年度に、基本協定書に基づき提出するよう指導し、提出を受けて承認決定を行った。</p> <p>自動販売機については、開設当初からリフレッ</p> |

## 平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>管理者が設置を許可し、設置に伴う使用料は指定管理者の収入となっていた。</p> <p>自動販売機の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。</p> <p>行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について</p> <p>評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成 26 年度分より実施されていた。</p> <p>今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について</p> <p>今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p> | <p>シュニ丈と自動販売機設置業者との契約で設置され、売上の歩合でリフレッシュニ丈の売上に計上されており、実質、自主事業と位置付けられる。このため、平成 27 年度に、基本協定書に基づく自主事業として提出するよう指導し、提出を受けて承認決定を行った。</p> <p>【健康づくり課】</p> <p>今後も指定管理者の評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努める。</p> <p>【健康づくり課】</p> <p>適宜、連絡協議を行っており、必要に応じた指導及び助言を行っていく。</p> |

平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>行政監査報告書（健康増進部 介護・高齢者支援課）</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【糸島市高齢者福祉施設 二丈苑】</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>事業報告書について</p> <p>糸島市高齢者福祉施設条例第 9 条及び糸島市高齢者福祉施設二丈苑の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 14 条の規定による事業報告書について、糸島市高齢者福祉施設条例施行規則（以下「規則」という。）第 6 条では「条例第 9 条の規定による事業報告書は、糸島市高齢者福祉施設指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>納税証明書の提出について</p> <p>平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されているが、提出された証明書の証明年月日は、平成 23 年度及び 24 年度分は平成 26 年 4 月 7 日、平成 25 年度分は平成 26 年 7 月 11 日となっていた。</p> <p>規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、毎年 5 月末日までに提出することとなっている。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p>事業計画書の提出時期について</p> <p>基本協定書第 12 条第 1 項では「指定管理者は、各年度末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を市に提出しなければならない。」と規定しているが、平成 24 年度、25 年度分については、提出期日を過ぎて提</p> | <p>【介護・高齢者支援課】</p> <p>平成 27 年 7 月、糸島市高齢者福祉施設条例施行規則第 6 条に基づき、糸島市高齢者福祉施設指定管理者事業報告書を提出するよう指定管理者に指導を行った。</p> <p>平成 27 年 7 月、提出期限内に納税証明書を提出するよう指定管理者に指導を行った。</p> <p>平成 27 年 7 月、基本協定書第 12 条第 1 項に基づき、事業計画書を提出期限内に提出するよう指定管理者に指導を行った。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>出されていた。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p>基本協定書リスク分担表について</p> <p>基本協定書のリスク分担表について、経年劣化や第三者行為による施設・設備等の損傷に対する負担者は、全て市となっているが指定管理者が修繕しているものがあった。</p> <p>また、不可抗力に伴う施設・設備等の修復経費に係る負担者は市と指定管理者の「協議事項」となっているが、協議事項とした理由及び具体的な内容は不明であった。</p> <p>リスク分担表の内容について検討していただきたい。</p> <p>個人情報の適正な管理について</p> <p>当該業務の執行に当たっては様々な個人情報が存在すると思われるが、本施設では夜間機械警備が実施されておらず、その安全管理体制が万全とは認められなかった。</p> <p>個人情報の厳正な管理は極めて重要であると思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について</p> <p>施設の敷地内に自動販売機が設置されていたが、指定管理者が設置を許可し、設置に伴う使用料は指定管理者の収入となっていた。</p> <p>自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。</p> <p>行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> | <p>今年度中に、リスク分担表について指定管理者と協議を行い、適正な内容に見直しを行い、平成28年度の基本協定書を変更する。</p> <p>個人情報の適正な管理のため、鍵付きキャビネット等で管理するよう、指定管理者に対し改めて指導・徹底を行った。</p> <p>また、人感センサーライトを設置し、防犯管理を行うよう指示を行ったため、今後設置の確認を行う。</p> <p>平成27年4月以降、自動販売機の設置に伴う使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するように改めている。</p> |

## 平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|--|--|
| <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について</p> <p>評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価について、監査当日現在では未実施とのことであった。</p> <p>企画部長通知で示された自己評価シートや指定管理者評価シートを活用し、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> | <p><b>【介護・高齢者支援課】</b></p> <p>平成 27 年度中に指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準に基づき、指定管理者の評価を行う。</p> |
| <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について</p> <p>評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p>   | <p><b>【介護・高齢者支援課】</b></p> <p>平成 27 年度中に指定管理者の評価及び検証を行い、適正・的確な指導及び助言を行う。</p>      |

平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|--|---|
| <p>行政監査報告書（人権福祉部 子ども課）</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【糸島市病後児保育施設】</p> <p>(1) 指定管理者の選定及び指定手続について</p> <p>糸島市病後児保育施設条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づく指定管理者の指定の申請について、糸島市病後児保育施設条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条に定める書類が提出されているが、同条第 9 号の「前事業年度の国税及び地方税の納税証明書」が未提出であった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>事業報告書について</p> <p>条例第 8 条及び糸島市病後児保育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 14 条の規定による事業報告書について、規則第 6 条では「条例第 8 条の規定による事業報告書は、糸島市病後児保育施設指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。</p> <p>また、条例第 8 条第 1 項各号に規定されている、事業報告書に記載すべき事項のうち、第 1 号の「維持管理の状況に関する事項」を記載した書類が未提出であった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>納税証明書の提出について</p> <p>平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。</p> <p>規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。</p> | <p>【子ども課】</p> <p>平成 27 年 7 月に、納税証明書を提出してもらった。今後は、期限内に提出するよう指定管理者に対する指導を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>【子ども課】</p> <p>平成 27 年 7 月に、様式第 4 号と維持管理の状況に関する書類を提出してもらった。今後は、適切な書類を提出するよう指定管理者に対する指導を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>平成 27 年 7 月に、平成 23 年度から 25 年度までの納税証明書を提出してもらった。今後は、期限内に納税証明（非課税証明）を提出するよう指導した。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|--|--|
| <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p>指定管理者申請事項変更届について<br/>規則第9条では「指定管理者は、第2条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市病後児保育施設指定管理者申請事項変更届（様式第6号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、平成26年4月に指定管理者の法人格が変更となったことに伴う申請事項変更届が未提出であった。<br/>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p>指定管理者の責務について<br/>基本協定書第5条第2項では「指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し」と規定し、施設使用者の被災に対する指定管理者の責務を定めているが、自然災害等の発生時における危機管理体制については、防災計画や危機管理マニュアル等が作成されていなかった。<br/>子ども課作成の施設内の事故等に対する安全点検等マニュアルを活用しているとのことであったが、被災に対する第一次責任者である指定管理者による危機管理マニュアル等は、定めておく必要があると思われる。<br/>また、自然災害発生時等の施設使用者の安全確保は、指定管理者の最も重要な業務の一つであると思われる。<br/>適正な指導を行っていただきたい。</p> <p>業務報告書の提出時期について<br/>業務報告書の提出時期について、基本協定書第13条第1項では「指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を市に報告するものとする。」と規定しているが、提出期日である10日を過ぎているものが見受けられた。<br/>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> | <p>平成27年7月に、事後になったが、法人格変更に伴う申請事項変更届を提出してもらった。</p> <p>指定管理者に、防災計画と危機管理マニュアル等の作成を依頼し、平成27年10月に提出してもらった。</p> <p>今後は、事業報告書の提出期限を守るよう、指定管理者を指導し、期限内に提出してもらおう。</p> |

平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|---|--|
| <p>年度協定書の規定内容について</p> <p>平成 26 年度の糸島市病後児保育施設の管理運営に関する年度協定書から、第 5 条として、暴力団排除等に関する指定の取消し規定が追加されている。</p> <p>指定の取消し等に関する規定は、基本協定書第 15 条に定められており、暴力団排除等に関する規定の追加は、基本協定書の変更により行うことが適当であると思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について</p> <p>評価及び検証については、平成 26 年 11 月 21 日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成 26 年度分より実施されていた。</p> <p>今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について</p> <p>今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p> | <p>平成 28 年度からの基本協定書の締結時に、暴力団排除等に関する規定を追加し、同規定を年度協定書から削除する。</p> <p>【子ども課】</p> <p>感染症対策、受入定員数、施設の間取りや面積などの問題から、年間 50 件～70 件程度児童の受入れを断っている状況である。施設の効用を最大限に発揮させるため、病児の受入れを含め、増改築の検討を指定管理者と協議していく。</p> <p>また、管理経費については、委託料や利用料を含み、指定管理者に年間 80 万円程度の赤字運営を強いている。施設の増改築に伴い必要な配置職員数を含め、委託費の再設定を検討する。</p> <p>【子ども課】</p> <p>施設の効用を発揮させ、効率的な施設運用を行うため、指定管理者との協議を随時・定期的に行う。</p> |



平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>行政監査報告書（建設都市部 施設管理課）</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【公園及び公園施設】</p> <p>(1) 指定管理者の選定及び指定手続について</p> <p>糸島市公園条例施行規則(以下「規則」という。)<br/>第3条では「市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定したときは、糸島市公園指定管理者候補団体選定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。」と規定しているが、指定管理者候補団体選定結果通知書の作成及び通知が行われていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>公の施設の定義について</p> <p>公の施設の定義について、糸島市公園条例(以下「条例」という。)第2条の規定により、「公園」及び「公園施設」の定義を明確に区分しているが、糸島市公園施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)の前文では「糸島市公園施設の管理運営業務について、次のとおり基本協定を締結する。」と規定し、「公園施設」のみの管理運営業務協定書となっていた。</p> <p>指定管理者が管理運営すべき公の施設を明確にされたい。</p> <p>事業報告書について</p> <p>条例第9条及び基本協定書第11条の規定による事業報告書について、条例第9条では「指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、第1号の「公園及び公園施設の維持管理の状況に関する事項」の記載がなく、また、第2号の「公園及び公園施設の管理に係る経費の状況に関する事項」のうち、「委託費」「光熱水費」以外の管理に係る経費の記載がなかった。</p> | <p>【施設管理課】</p> <p>今後は、規則第3条の規定のとおり、糸島市公園指定管理者候補団体選定結果通知書を作成し、文書による通知を行う。</p> <p>【施設管理課】</p> <p>市及び指定管理者とも、「公園及び公園施設の管理運営業務」との認識のもと事務を遂行してきたことから、ご指摘のとおり「糸島市公園及び公園施設の管理運営業務」に基本協定書の前文を変更する。時期については、平成28年4月1日を予定している。</p> <p>基本協定書第11条第1号の維持管理の状況及び第2号の経費の状況の記載漏れについては、今後、指定管理者に適切な報告を指導するとともに、査収の際の確認を厳密に行う。</p> |

## 平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|--|--|
| <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">納税証明書の提出について</p> <p>平成 23 年度、24 年度及び 25 年度分の指定管理者の納税証明書が未提出であった。</p> <p>規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。</p> <p>適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">指定管理者申請事項変更届について</p> <p>規則第 9 条では「指定管理者は、第 2 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市公園指定管理者申請事項変更届（様式第 6 号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、指定管理者の法人格が変更となったことに伴う申請事項変更届が未提出であった。</p> <p>適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">基本協定書の変更手続き等について</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日に基本協定を締結した後、指定管理者指定期間満了日である平成 27 年 3 月 31 日までの間に、3 回の変更基本協定の締結を行っているが、平成 25 年 4 月 1 日に締結した第 3 回目の変更基本協定締結に係る決定書が見当たらなかった。</p> <p>また、同変更協定により作成された変更協定書の前文では「平成 22 年 4 月 1 日付けで締結した糸島市公園施設の管理運営に関する基本協定書の一部を次のように変更する」と規定しているが、平成 22 年 4 月 1 日付けの基本協定書は当初の基本協定書であり、直近の変更基本協定書である平成 24 年 4 月 23 日付けの第 2 回変更基本協定</p> | <p>平成 23 年度から 25 年度において、双方ともに提出及び査収確認を怠っていた。今後、指定管理者に条例規則の規定遵守を指導するとともに、査収の際の確認を厳密に行う。</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日に指定管理者が社団法人から公益社団法人に移行した際、ご指摘のとおり、申請事項変更届の提出及び査収確認を怠っていた。今後、指定管理者に条例規則の規定遵守を指導するとともに、査収の際の確認を厳密に行う。</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日に締結した第 3 回目の変更基本協定締結に係る決定書の原本を確認することができなかった。今後はこのようなことがないよう、文書保存については、複数担当者による確認を行い、ファイリングの徹底管理に努める。</p> <p>また、同変更協定の「平成 25 年 4 月 1 日付け基本協定書の変更」は、ご指摘のとおり「平成 24 年 4 月 23 日付け第 2 回変更基本協定書の変更」が正当である。今後は、適正な事務処理に努める。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|---|---|
| <p>書の変更が適正であると思われる。<br/>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>基本協定書について<br/>基本協定書第7条では、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間の委託料総額を「金226,750,000円とする。」と規定しており、本基本協定書は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるとの説明を受けたが、基本協定書には当該契約事務取扱基準に定める同契約に必要な「本契約である旨の明示規定」、「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）」等の規定が定められていなかった。<br/>今後、協定書については、そのあり方、手法等について検討していただきたい。</p> <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について<br/>評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価について、監査当日現在では未実施とのことであった。<br/>企画部長通知で示された自己評価シートや指定管理者評価シートを活用し、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について<br/>評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p> | <p>長期継続契約である位置づけを明確にするため、「地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約」の文言、予算減額又は削除に伴う解除等、委託料の年額、役務の提供を受ける契約期間、契約保証金免除等について、基本協定書の整備を行う。時期については、平成28年4月1日を予定している。</p> <p>【施設管理課】</p> <p>平成27年度から評価を実施する旨の通知を指定管理者に行い、8月19日に第1回目の実地調査を実施し、以後の調査日程及び利用者アンケートについても協議を済ませているところである。今後も評価及び検証の適確な実施により、指定管理者制度による公の施設の管理運営の向上に努める。</p> <p>【施設管理課】</p> <p>管理運営に関する評価及び検証並びに行政監査によるご指摘等を踏まえ、より優れた指定管理者制度の構築に努める。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び願末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策  |
|--|---|
| <p>行政監査報告書（産業振興部 農林土木課）</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【糸島市瑞梅寺山の家】</p> <p>(1) 指定管理者の選定及び指定手続について</p> <p>指定管理者の指定通知が指定の告示の前に行われていた。</p> <p>糸島市瑞梅寺山の家条例施行規則(以下「規則」という。)第4条では「市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市瑞梅寺山の家指定管理者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。」と規定しており、指定の告示の後に指定通知を行うべきであると思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>利用料金の減免について</p> <p>糸島市瑞梅寺山の家条例(以下「条例」という。)第21条及び規則第16条の規定により利用料金の減免が行われているが、規則別表第3の区分に該当しないものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>自主事業の実施に係る手続きについて</p> <p>糸島市立瑞梅寺山を家の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第28条の規定により、自主事業が実施されていた。</p> <p>同条第2項では「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。」と規定しているが、提出された業務計画書に基づく、事前承認の決定書が作成されておらず、承認決定の事務手続きについて確認する事ができなかった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> | <p>【農林土木課】</p> <p>指定管理者の指定の議決を受けて、告示をする前に指定通知を行っていたが、今後は手続に不備がないように、条例の規定どおり適正に事務処理を実施する。</p> <p>【農林土木課】</p> <p>起案文書を作成し、規則第16条別表第3の6により利用料金の減免を決定する事務処理を行った。</p> <p>業務計画書を受領し回覧することにより承認としていたが、今後は決定書を作成し承認決定の事務手続を実施する。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等  | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|--|--|
| <p>行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について</p> <p>施設の敷地内に、他の目的の施設が設置されていたが、設置の許可等に関する事務手続きが行われていなかった。</p> <p>他の目的の施設の設置は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。</p> <p>行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>協定書に貼付する収入印紙について</p> <p>基本協定書及び糸島市立瑞梅寺山の家の管理運営に関する年度協定書に収入印紙が貼付されていたが、平成25年5月10日付け企画部長通知の「公の施設の指定管理に係る協定書における印紙税の取り扱いについて」による確認が行われておらず、貼付を必要とする「請負契約」であるか、不要とする「委任契約」であるかの判断が明確ではなかった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について</p> <p>評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成26年度分より実施されていた。</p> <p>今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p> | <p>施設の敷地内に消防団車庫が設置されているため、瑞梅寺行政区に設置者の確認とそれに伴う設置の許可等に関する事務手続きをするように指導する。</p> <p>印紙税の取扱いについて、西福岡税務署に確認を行ったところ、基本協定書及び年度協定書は不課税文書であるとの回答であった。今後は、収入印紙の貼付が不要であることを、指定管理者に指導する。</p> <p><b>【農林土木課】</b></p> <p>指定管理者の評価を実施し、施設の適正な管理・運営を行い、施設の設置目的を達成するように指定管理者の指導に努める。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|---|--|
| <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について</p> <p>指定管理者への指導及び助言の実施については今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p>   | <p>【農林土木課】</p> <p>施設の設置目的を達成するため、指定管理者と効果的・効率的な管理について適時協議し、指導及び助言に努める。</p>   |
| <p>【糸島市森林公園 真名子木の香ランド】</p> <p>(1) 指定管理者の選定及び指定手続について</p> <p>指定管理者の指定通知が指定の告示の前に行われていた。</p> <p>糸島市林間施設条例施行規則（以下「規則」という。）第4条では「市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市林間施設指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。」と規定しており、指定の告示の後に指定通知を行うべきであると思われる。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について</p> <p>指定管理業務と自主事業について</p> <p>糸島市林間施設条例（以下「条例」という。）第3条に規定する林間施設で実施する事業について、実施主体が市と指定管理者で混在しており、指定管理業務と自主事業の基準が明確ではなかった。</p> <p>指定管理者の自主事業については、糸島市森林公園真名子木の香ランドの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第36条の規定により「自己の責任と費用」により実施することとなっており、事業運営に関する業務について、基準等の整理が必要であると思われる。</p> <p>検討していただきたい。</p> | <p>【農林土木課】</p> <p>指定管理者の指定の議決を受けて、告示をする前に指定通知を行っていたが、今後は手続に不備がないように、条例の規定どおり適正に事務処理を実施する。</p> <p>【農林土木課】</p> <p>指定管理者が実施する自主事業については、事業計画書により明確にするよう指導し、市が実施する事業と混在しないように努める。</p> |

## 平成 27 年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策                   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">事業報告書について</p> <p>条例第 9 条及び基本協定書第 16 条の規定による事業報告書について、規則第 6 条では「条例第 9 条の規定による事業報告書は、糸島市林間施設指定管理者事業報告書（様式第 4 号）によらなければならない。」と規定しているが、提出された事業報告書は様式第 4 号によるものではなかった。</p> <p style="text-align: center;">適正な指導及び確認を行っていただきたい。</p>  | <p>事業報告書の様式を、様式第 4 号で提出するように指導する。</p>  |
| <p style="text-align: center;">利用料金の減免について</p> <p>条例第 21 条及び規則第 16 条の規定により利用料金の減免が行われているが、件数や金額等の減免状況が報告書として作成されておらず、確認する事ができなかった。</p> <p>条例第 9 条及び基本協定書第 16 条の規定による事業報告書では「利用料金の収入実績に関する事項」の報告を求めており、減免状況についても報告事項であると思われる。</p> <p style="text-align: center;">適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p>            | <p>利用料金の減免状況の報告書を提出するように指導する。</p>      |
| <p style="text-align: center;">納税証明書の提出について</p> <p>平成 25 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されているが、提出された証明書の証明年月日は、平成 27 年 2 月 10 日となっていた。</p> <p>規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、毎年 5 月末日までに提出することとなっている。</p> <p style="text-align: center;">適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。</p> | <p>納税証明書の提出について、適切な時期に提出するように指導する。</p> |

平成27年度行政監査結果報告書に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等   | 主管課における措置、処理の経過及び対応策   |
|---|--|
| <p>指定管理業務の再委託について</p> <p>指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。</p> <p>基本協定書第10条では「指定管理者は、業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。</p> <p>指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、書面による市の承諾が必要であるが、承諾の行為が行われていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p> | <p>管理業務の一部を再委託する場合は、書面により承諾を得るように指導する。</p>   |
| <p>協定書に貼付する収入印紙について</p> <p>基本協定書及び糸島市森林公園真名子木の香ランドの管理に関する年度協定書に収入印紙が貼付されていたが、平成25年5月10日付け企画部長通知の「公の施設の指定管理に係る協定書における印紙税の取り扱いについて」による確認が行われておらず、貼付を必要とする「請負契約」であるか、不要とする「委任契約」であるかの判断が明確ではなかった。</p> <p>適正な事務処理を行っていただきたい。</p>                                | <p>印紙税の取扱いについて、西福岡税務署に確認を行ったところ、基本協定書及び年度協定書は不課税文書であるとの回答があった。今後は、収入印紙の貼付が不要であることを、指定管理者に指導する。</p> |
| <p>(3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について</p> <p>評価及び検証については、平成26年11月21日付けの企画部長通知「指定管理者制度の運用に係る評価の共通基準について」による評価が平成26年度分より実施されていた。</p> <p>今後も引き続き、指定管理者制度導入の目的である「施設の効用を最大限発揮させる。」「管理に係る経費の縮減を図る。」の両視点を重点とした評価及び検証を行い、指定管理者制度による公の施設の効用発揮に努められたい。</p>                 | <p><b>【農林土木課】</b></p> <p>指定管理者の評価を実施し、施設の適正な管理・運営を行い、施設の設置目的を達成するように指定管理者の指導に努める。</p>              |
| <p>(4) 指定管理者への指導及び助言について</p> <p>今後も、評価及び検証の適切な実施と併せ、適正・的確な指導及び助言に努められたい。</p>  | <p><b>【農林土木課】</b></p> <p>施設の設置目的を達成するため、指定管理者と効果的・効率的な管理について適時協議し、指導及び助言に努める。</p>                  |